

帯広市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第12号

帯広市税条例の一部を改正する条例

帯広市税条例（昭和25年条例第27号）の一部を次のように改正する。

附則第15条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」を加える。

附則第32条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5）」を加える。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。